

2023年5月1日施行規則

## SFC-IFC 組織規則

※SFC-IFC=(solve/facilitate/cooperate – Inclusive Future Creation)

### 基本理念・目的

日本をはじめ、全世界の真のインクルーシブな社会創造に向けて活動する。ここでいう「インクルーシブな社会創造」とは、単に異種の者が交わっているということではなく、障害・人種・性別・年齢・社会的地位など、人間社会で認知され得るあらゆる種別において、同種のもの、異種のものにかかわらず、社会に存在する全ての人間が、著しい経済的・社会的困難を抱え、それ故に大小問わず各種のコミュニティから排除されているという感情や、生きる上での著しい苦痛的感情を喚起させられ、かつそれを自らの現状においては自らの精神的・身体的・生体的・技術的・社会的能力では変革することが不可能あるいは困難であるという状況から逃れるべきであるということを指している。

第一章 名称

第二章 事務所

第三章 事業内容

第四章 会員組織

第五章 意思決定機関

第六章 役員会

第七章 会計

第八章 解散

第九章 変更

### 第一章 名称

(名称)

第一条 本組織の名称は SFC-IFC とする。

### 第二章 事務所

(事務所の設置)

第二条 本組織は特定の事務所を置くことができる。

(事務所の所在)

第三条 本組織の事務所は本規約設定時点では置かないこととする。

### 第三章 事業内容

(特定非営利活動の種類)

第四条 この団体は、基本理念ならびに目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動。
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第五条 この団体は、基本理念ならびに目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害に関する知識や経験の普及・研修を目的とした事業。
- (2) 障害に関する問題を抱える人の支援を目的とした事業。
- (3) 障害者及び障害者に係わる人たち及び地域の人たちに対して、研修会、講習会の開催等。
- (4) 障害者の生活を支援する事業。
- (5) 障害を抱える成年者の権利擁護に関する事業。
- (6) 障害を抱える未成年者の権利擁護に関する事業。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。
- (8) 地域活動支援センターの運営事業
- (9) その他、本団体の理念ならびに目的達成に必要なと思われる事業

### 第四章 会員組織

(種別)

第六条 この団体の会員は正会員の1種類のみとする。ただし、運営の円滑化、組織の体系化、個々の強固な職務能力の発揮を目的として、正会員を別表に定めるメンバーシップ制度において分類することとする。

- (1) 正会員 この団体の理念・目的に賛同して入会し、毎月遅滞なく会費を支払い、具体的

なプロジェクトの運営に関与する個人又は団体。

(会員の義務)

第七条 この団体の会員はこの団体の名誉を傷つけるような発信又は活動をしてはならず、当条項に違反した場合には、第二十二条に基づき除名とする。

2 この団体の会員はこの団体の活動が円滑に行われるように努めなければならない。故意に業務の停滞を著しく促すような発言、行動が認められた場合、第十四条に基づき除名とする。

(会員の権利)

第八条 この団体の会員は、この団体の目的や理念に関する活動であれば、この団体の名称を外部に対して使用して活動することができる。

(正会員の入会金)

第九条 正会員の入会金は0円とする。

(正会員の会費)

第十条 正会員の会費は月1000円とする。但し、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人は月300円とする。

(学生の正会員の会費)

第十一条 学生(年齢を問わない)は第十条に規定する会費は月300円となる。

(会費の支払い)

第十二条 正会員の会費の支払いは、毎月5日までに本団体の集金担当者が指定した方法にて行うこととし、本団体の代表が任命した集金担当者が集金することとする。この集金担当者は、代表の権限で任意にいつでも変更することができる。

2 支払いに係る手数料が生じる場合には、支払義務者が負担することとする。

(入会初月の会費)

第十三条 2023年4月1日以降に入会する正会員は、いかなる時期に入会するとしても、入会した月の月会費は一律100円とする。

2 入会した月の翌月の支払日より、第十条及び第十一条に規定する会費の支払いを第十二

条に基づく方法で開始する。

(入会初月の会費の支払い)

第十四条 入会初月の会費は、入会初月の末日までに本団体の集金担当者が指定した方法にて支払う。

2 支払いに係る手数料が生じる場合には、支払義務者が負担することとする。

(会費等の不返還)

第十五条 いかなる理由があっても、受け渡しが完了した入会金や会費の返還は行わないものとする。

(入会)

第十六条 正会員として入会しようとするものは、別表に定める正規の手順に従って入会手続きを進め、最終的に代表の承認を得なければならない。

(入会の特例)

第十七条 正会員として入会しようとする者で、本団体の代表に即時の入会許可を直接に得た者は、第十六条の規定にかかわらず入会することが可能である。なお、その際に入会金と会費について特別の扱いをすることは許されない。

(背信的入会)

第十八条 正会員としての地位を本団体の代表が認めていない者が、あたかも入会した者として活動すること、あるいは一般的にみてそう捉えることのできる言動を行った者は、本団体が嚴重注意をする。

2 前項による嚴重注意を踏まえても、それにより状況が是正されない場合には、役員会会議を開催し、過半数の賛成によって当該人物の本団体への無期限入会禁止とする。

3 前項において過半数の賛成が得られなかった場合には、当該役員会会議より2ヶ月以降に本団体の代表が任意に無期限入会禁止にするか否かを独立して決定することができる。

(背信的入会の支援)

第十九条 第十八条の状況を作り出す支援だとみなされる行為をした者は、本団体の会員か否かを問わず、前条と同様に嚴重注意をする。

2 前項によっても状況が是正されない場合には、前条2項及び3項の手続きにより除名とすることができる。

(退会)

第二十条 会員は、代表宛に退会届を提出し、任意に退会をすることができる。なお、その際に退会届は紙面である必要はなく、データ様式は問わない。

2 退会報告は、別表に定める「退会時の退会報告における必要事項」を満たしていれば、SNSをはじめとしたチャット機能を直接に用いての退会報告でもよいものとする。

(退会による資格喪失)

第二十一条 会員は、退会したその時から、当団体に関する一切の権利を失う。

(除名及び資格喪失)

第二十二条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、意思決定機関において、出席総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規則の内容に照らして違反だと認められる行為をしたとき
- (2) 本団体の名誉を傷つけ、又は目的や理念に反する行為をしたとき
- (3) 本団体の、団体としての信頼を損なう事由の原因となったとき
- (4) 第七条に該当する場合

## 第五章 意思決定機関

(所在及び構成)

第二十三条 本団体の最高意思決定機関は、第六章に定める役員会とし、重要事項の意思決定は役員会会議に基づくこととする。

(権能)

第二十四条 役員会は、以下の重要事項について議決する権能を有する。

- (1) 本規定の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 活動ならびに事業の方針決定とその変更
- (5) 活動報告ならびに事業報告
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(役員会会議の開催)

第二十五条 役員会会議は少なくとも3ヶ月に一度開かれなければならない。

2 臨時会議は次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 副代表が必要と認めたとき。
- (3) 正会員の5分の1以上の正会員から会議の目的を記載した書面又は電子機器を用いた方法によって開催の請求があったとき。

(召集)

第二十六条 役員会会議は代表又は副代表が召集する。

2 代表又は副代表は、前条第二項(3)の規定に基づく請求があった場合には、その日から30日以内に臨時会議を開かなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子機器を用いた文面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。但し、役員会役員の全員が例外を認めた場合にはこの限りではない。

(定足数)

第二十七条 役員会会議は、役員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第二十八条 議長はその役員会会議に出席した役員の中から選出する。

(議決)

第二十九条 役員会会議における議決事項は、第二十六条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評決権)

第三十条 各役員の評決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電子機器による意思表示によって表決し、又は他役員を代理人として表決を委任することができる。

(意思決定機関の議事録)

第三十一条 役員会会議の議事については、議長において議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した役員全員が、議事録署名人として記名押印又は署名しなければならない。

## 第六章 役員会

(定義)

第三十二条 役員会とは、最高意思決定機関であり、第三十三条に定める役員から成る。但し、少なくとも代表と会計を含む2名以上を必要とする。

(種別及び定数)

第三十三条 役員会の構成は以下の通り、7人を限度とする。代表と副代表は、総合書記と会計のどちらかと兼任することができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名もしくは2名
- (3) 総合書記 1名もしくは2名
- (4) 会計人 1名もしくは2名

(選任および受諾)

第三十四条 役員会の役員は、代表による選任と当該選任された者の受諾によって就任する。但し、代表を選任しなければならない場合には、その他の役員がいる場合にはその役員全員の多数決により決する。

(代表の職務)

第三十五条 組織を対内的・対外的に代表し、組織の運営方針を定め、業務の執行をする。

(副代表の職務)

第三十六条 代表の補佐としての役割を果たし、業務を執行し、組織を対内的・対外的に副代表する。

(総合書記の職務)

第三十七条 役員会における書記業務を行う。また、副代表の補佐としての役割を果たす。

(会計人)

第三十八条 組織の日常の仕訳や各種帳簿作成等、会計業務を遂行する。決算時には代表と共同して決算書を作成する。

(任期)

第三十九条 役員の任期はそれぞれ以下の通りとする。但し、再任を妨げない。

- (1) 代表：2年
- (2) 副代表：1年
- (3) 総合書記：1年
- (4) 会計人：2年

(再任)

第四十条 前条に定める任期が満了し、再任をするには、任期が満了していない役員会役員全体のうち、半数以上が再任に賛成し、かつ、役員会役員を除いた正会員の8割以上の賛成が無記名投票によって明らかにならなければならない。

(再任の失敗)

第四十一条 前条に基づく手続きによって、再任の失敗が生じた場合、役員会役員は直ちに第三十二条に規定する定足数を満たすように役員会の人員を調整しなければならない。その際、定足数を満たすために役員の種別に変更を任意に加えることは当該役員の有する特権である。その際、定足数を満たすことにならない変更は許されない。定足数を満たすために役員ではない正会員を役員にする場合には、役員全体のうち、半数以上の賛成が必要である。

(解任)

第四十二条 役員が次の各号にいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、役員会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第四十三条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第七章 会計

(原則)

第四十四条 この組織の会計は、正規の簿記の原則、真実性の原則、明瞭性の原則及び継続性の原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第四十五条 この組織の事業年度は毎年1月1日から12月31日とする。

(資産の構成)

第四十六条 この組織の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第四十七条 この組織の資産は代表が主に管理する。各資産の具体的な管理方法についても同様とする。但し、一時的に代表職が不在の場合にはこの限りではない。

(決算及び事業報告)

第四十八条 この組織の決算書及び事業報告書は、毎事業年度終了後、速やかに代表または会計人が作成する。決算において剰余金が生じた場合には翌年度に繰り越すこととする。

## 第八章 解散

(解散)

第四十九条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする活動や事業の成功の不能
- (3) 正会員が2名未満になった場合
- (4) 第三十三条但し書きが満たされない場合
- (5) 第三十五条但し書きの多数決において役員全員が多数決に参加しない場合(役員のいずれかが当該多数決を拒む、あるいは参加不能の場合)。

(残余財産の帰属)

第五十条 この団体が解散(合併による解散を除く)したときに残存する財産は、役員会会議でその財産の種別ごとに適切な帰属先を決定することとする。

## 第九章 変更

(規則の改正の可否)

第五十一条 本規則は、変更することができる。但し、みだりに変更してはならない。

(規則の改正の方法)

第五十二条 本規則を変更する際には、役員会の3分の2以上の賛成を必要とする。変更を提案する者は、正当な理由と共に改正案を役員会に提出する。役員会は改正案提出日から3週間以内に 規則改正に関する役員会会議を開かなければならない。

(規則改正の特例)

第五十三条 組織の円滑な成長と安定した運営を図るため、2024年5月1日までの間は、本規則を代表独自に変更することができる。よって、本規約は2023年5月1日より施行するが、前条の規定については2024年5月2日より実質的に発効する。

附則 (2023年4月19日)

(公布期日)

第一条 この規則は2023年4月19日に公布する。

(施行期日)

第二条 この規則は2023年5月1日に施行する。但し、第五十二条は第五十三条に従う。